

昭和五十五年法律第八十七号  
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(目的)

この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

四 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘査し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

第五条 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘査し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することができる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

第六条 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るために協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。  
(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第七条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

第二条 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、周辺の土地利用状況を勘査し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置する場合に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

第三条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパー・マーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘査し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

第四条 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパー・マーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該

施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

第五条 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

第六条 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるもの）の撤去等に努めるものとする。

第七条 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用する者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八条 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等を返還することができない場合においてその保管期間を経過してもなお当該自転車等を返還するところにより、当該自転車等を売却し、その売却し不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとときは売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

第九条 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

第十条 第一条の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘査して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

第十一条 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

第十二条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

第十三条 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域  
二 総合計画の目標及び期間  
三 自転車等駐車場の整備の目標、量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等の整備に関する事業の概要

四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

第七条 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

八 総合計画は、都市計画その他の法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

第九条 市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第一項の規定による）と協力して、総合計画その他の法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

7 6  
前各項目の検定は、総合計画の変更について自転車等の駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力扶植事業者となつた者は、総合計画に沿つて必要な旨置を尋ねなければならぬ。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要な事項について、市町村長に意見を述べることができる。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市町村の条例で定めるものうちから、市町村長が指定する者で組織する。

**第九条** (自転車等駐車場の構造及び設備の基準)  
一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、か

2  
周辺の土地利用状況及び自動車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならぬ旨、前項の土地利用状況及び自動車等の駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関する指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)  
第十一条 都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都計画

（交通安全活動の推進）第三回は、車の使用（特に自動車の運転）について、一連の問題が取り上げられる。

法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

2 て、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を探査するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

附則  
(平成五年二月三日法律第九七号)

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。  
国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかるらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。